

広島県告示第七百八十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。

平成十九年七月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
小型船 動力 白色 一隻
- 二 当該工作物が放置されていた場所
広島市西区観音東観音一一番地先
- 三 当該工作物を除却した日時
平成十九年六月十二日 午後二時〇〇分
- 四 当該工作物の保管を始めた日時
平成十九年六月十二日 午後三時〇〇分
- 五 当該工作物の保管期限
平成十九年十二月十二日
- 六 当該工作物の保管場所
広島市西区扇二丁目一 太田川マリーナ建設予定地内
- 七 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 八 実施機関及び問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 事業計画課
電話（〇八二）二二二―九二四六